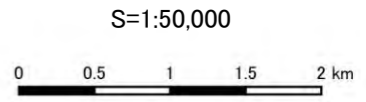


凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
(堤)	堤防(緩傾斜堤防を含む)
(護)	護岸(緩傾斜護岸を含む)
(壁)	胸壁
(突)	突堤(ヘッドランドを含む)
(離)	離岸堤
(潜)	潜堤・人工リーフ
(消)	消波堤
(防)	高潮・津波防波堤
(砂)	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
(樹)	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
(X)	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
▨	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
環境	環境に配慮すべき区域
利用	利用に配慮すべき区域

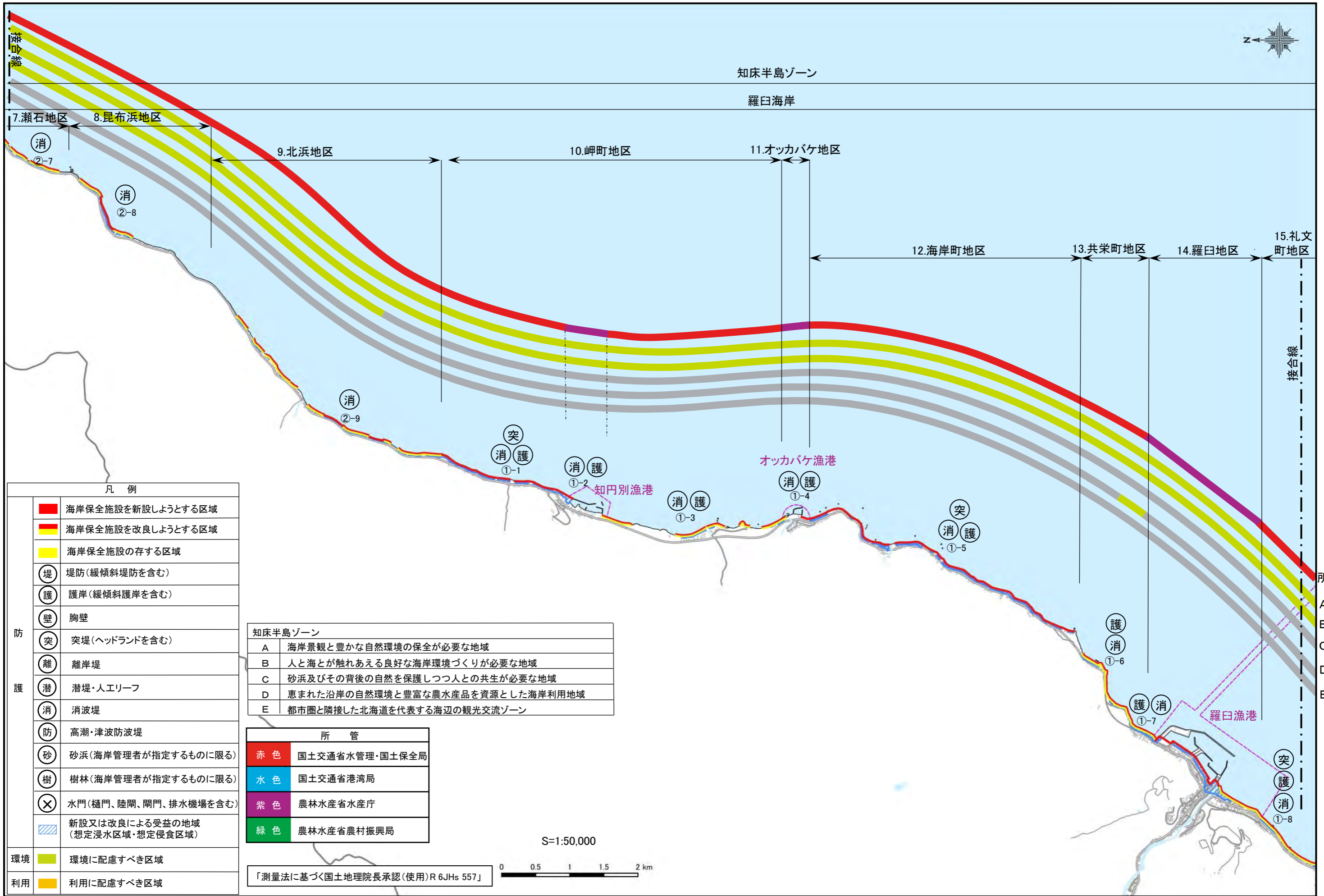
所管	
■	国土交通省水管理・国土保全局
■	国土交通省港湾局
■	農林水産省水産庁
■	農林水産省農村振興局

知床半島ゾーン	
A	海岸景観と豊かな自然環境の保全が必要な地域
B	人と海とが触れあえる良好な海岸環境づくりが必要な地域
C	砂浜及びその背後の自然を保護しつつ人との共生が必要な地域
D	恵まれた沿岸の自然環境と豊富な農水産品を資源とした海岸利用地域
E	都市圏と隣接した北海道を代表する海辺の観光交流ゾーン

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」



知床半島ゾーン 図面番号 1/3

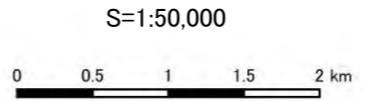


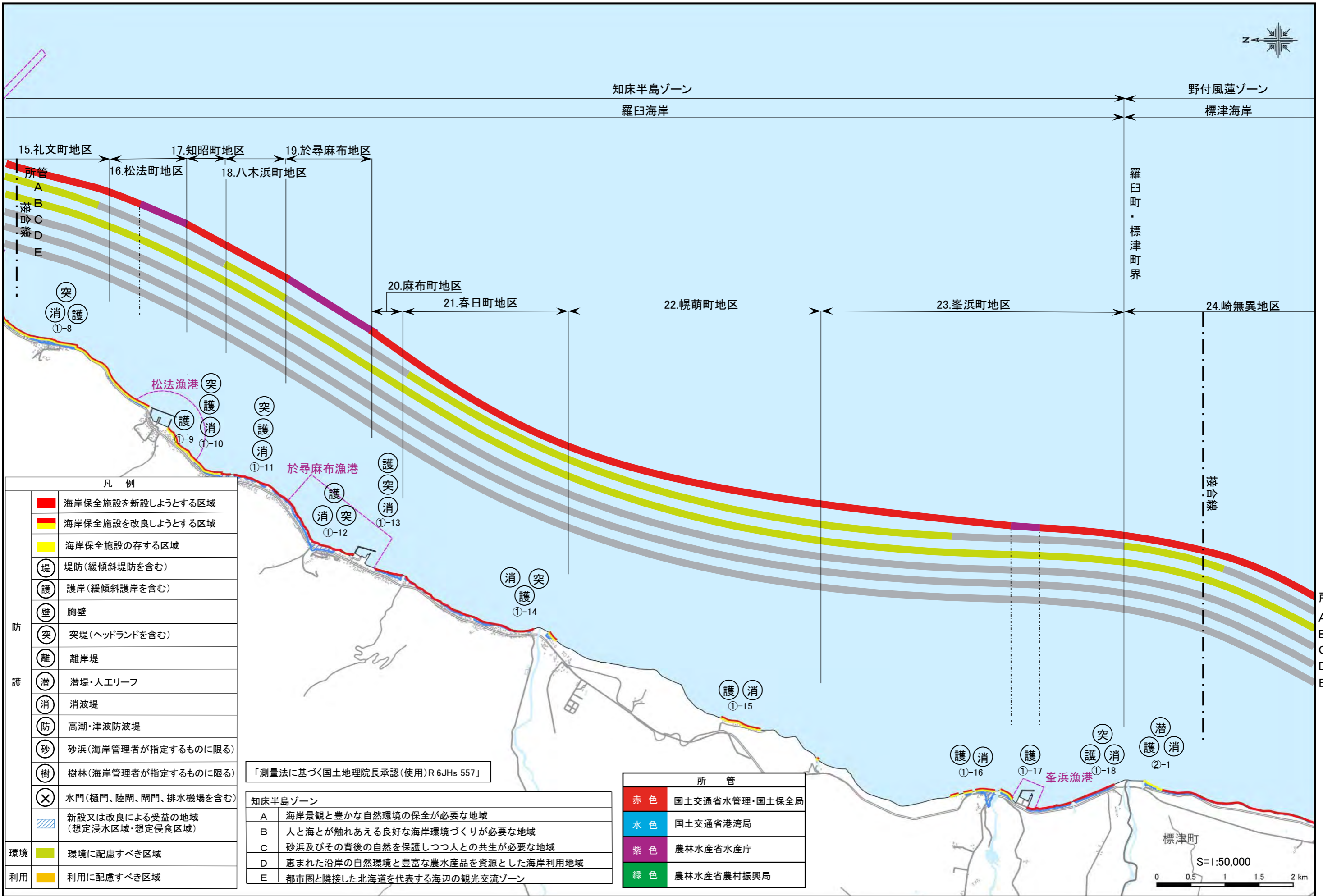
凡例	
海岸保全施設を新設しようとする区域	海岸保全施設を改良しようとする区域
海岸保全施設の存する区域	
堤防(緩傾斜堤防を含む)	護岸(緩傾斜護岸を含む)
胸壁	
突堤(ヘッドランドを含む)	
離岸堤	
潜堤・人工リーフ	
消波堤	
高潮・津波防波堤	
砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
環境に配慮すべき区域	利用に配慮すべき区域

知床半島ゾーン	
A	海岸景観と豊かな自然環境の保全が必要な地域
B	人と海とが触れあえる良好な海岸環境づくりが必要な地域
C	砂浜及びその背後の自然を保護しつつ人との共生が必要な地域
D	恵まれた沿岸の自然環境と豊富な農水産品を資源とした海岸利用地域
E	都市圏と隣接した北海道を代表する海辺の観光交流ゾーン

所管	
赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」



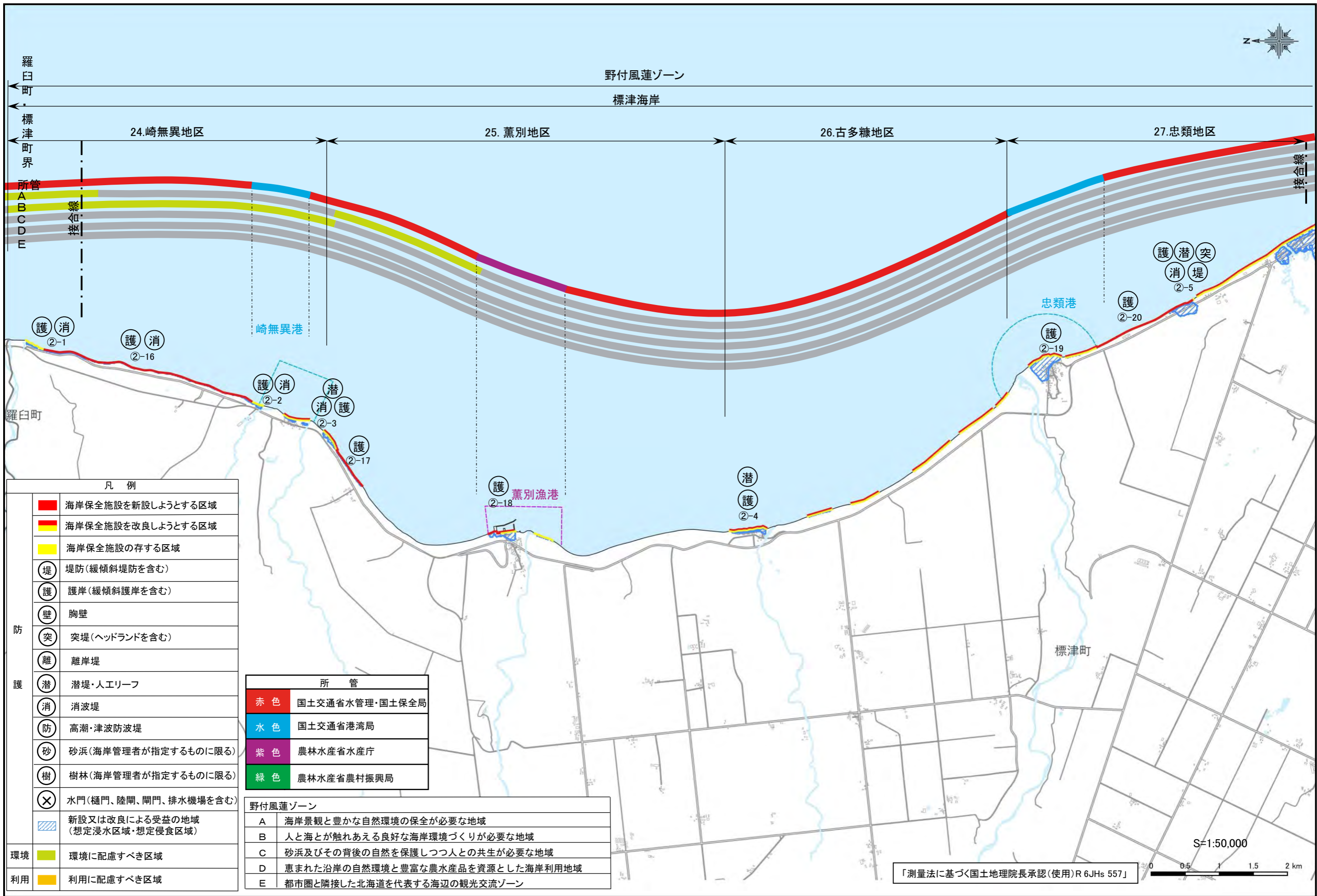


凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防(緩傾斜堤防を含む)
護	護岸(緩傾斜護岸を含む)
壁	胸壁
突	突堤(ヘッドランドを含む)
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤
防	高潮・津波防波堤
砂	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
樹	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
×	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
環境	■ 環境に配慮すべき区域
利用	■ 利用に配慮すべき区域

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R6JHs 557」

知床半島ゾーン	
A	海岸景観と豊かな自然環境の保全が必要な地域
B	人と海とが触れあえる良好な海岸環境づくりが必要な地域
C	砂浜及びその背後の自然を保護しつつ人との共生が必要な地域
D	恵まれた沿岸の自然環境と豊富な農水産品を資源とした海岸利用地域
E	都市圏と隣接した北海道を代表する海辺の観光交流ゾーン

所管	
赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局



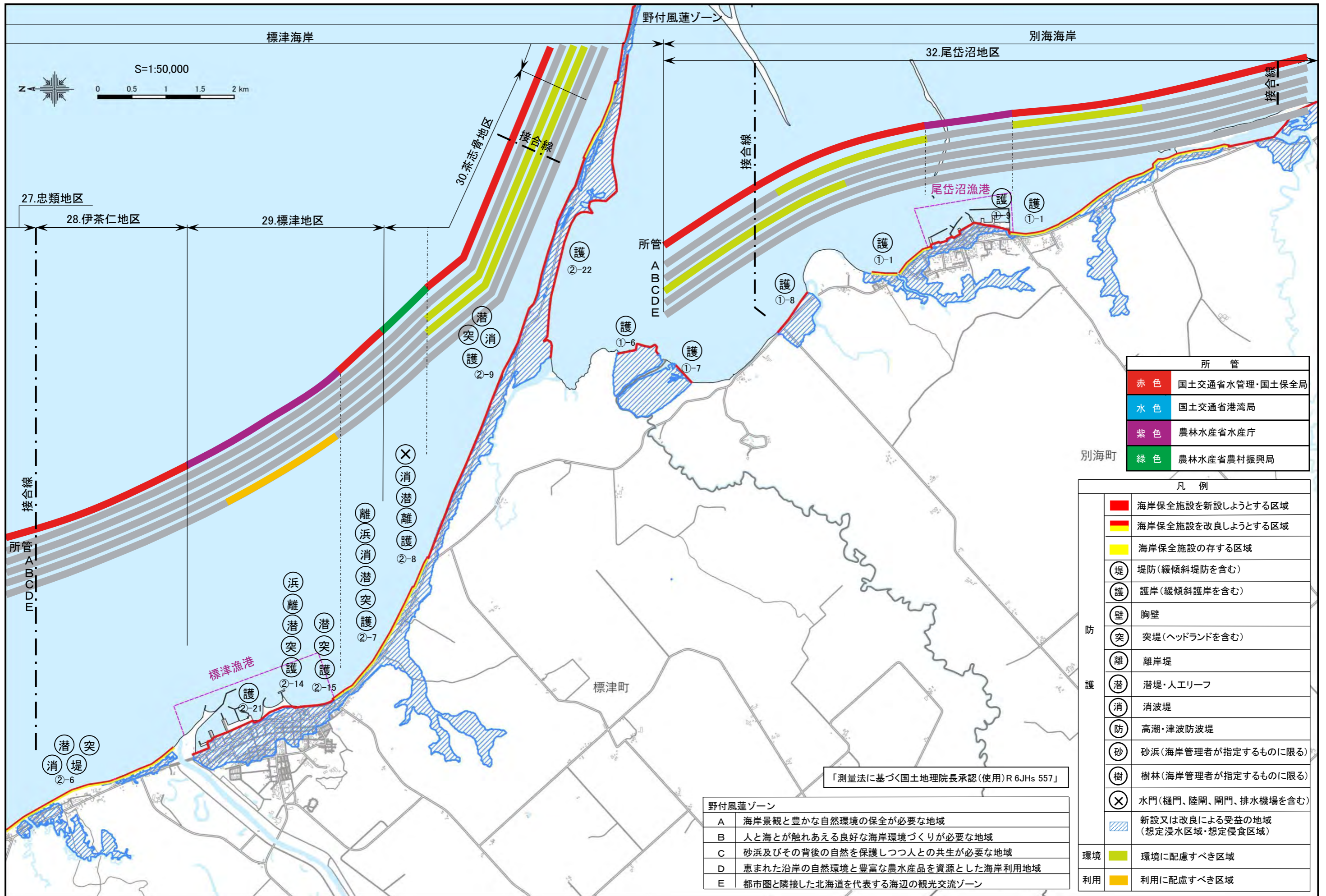
凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防(緩傾斜堤防を含む)
護	護岸(緩傾斜護岸を含む)
壁	胸壁
突	突堤(ヘッドランドを含む)
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤
防	高潮・津波防波堤
砂	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
樹	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
×	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
▨	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
環境	環境に配慮すべき区域
利用	利用に配慮すべき区域

所管	
赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局

野付風蓮ゾーン	
A	海岸景観と豊かな自然環境の保全が必要な地域
B	人と海とが触れあえる良好な海岸環境づくりが必要な地域
C	砂浜及びその背後の自然を保護しつつ人との共生が必要な地域
D	恵まれた沿岸の自然環境と豊富な農水産品を資源とした海岸利用地域
E	都市圏と隣接した北海道を代表する海辺の観光交流ゾーン

S=1:50,000
 「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」
 0 0.5 1 1.5 2 km

野付風蓮ゾーン 図面番号 1/6



所管	
赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局

凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防(緩傾斜堤防を含む)
護	護岸(緩傾斜護岸を含む)
壁	胸壁
突	突堤(ヘッドランドを含む)
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤
防	高潮・津波防波堤
砂	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
樹	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
×	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
■	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
環境	環境に配慮すべき区域
利用	利用に配慮すべき区域

野付風蓮ゾーン	
A	海岸景観と豊かな自然環境の保全が必要な地域
B	人と海とが触れあえる良好な海岸環境づくりが必要な地域
C	砂浜及びその背後の自然を保護しつつ人との共生が必要な地域
D	恵まれた沿岸の自然環境と豊富な農水産品を資源とした海岸利用地域
E	都市圏と隣接した北海道を代表する海辺の観光交流ゾーン

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」

野付風蓮ゾーン 図面番号 2/6

所管	
赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」



潜突消護
②-9

野付風連ゾーン

消突護
②-10

標津海岸

別海海岸

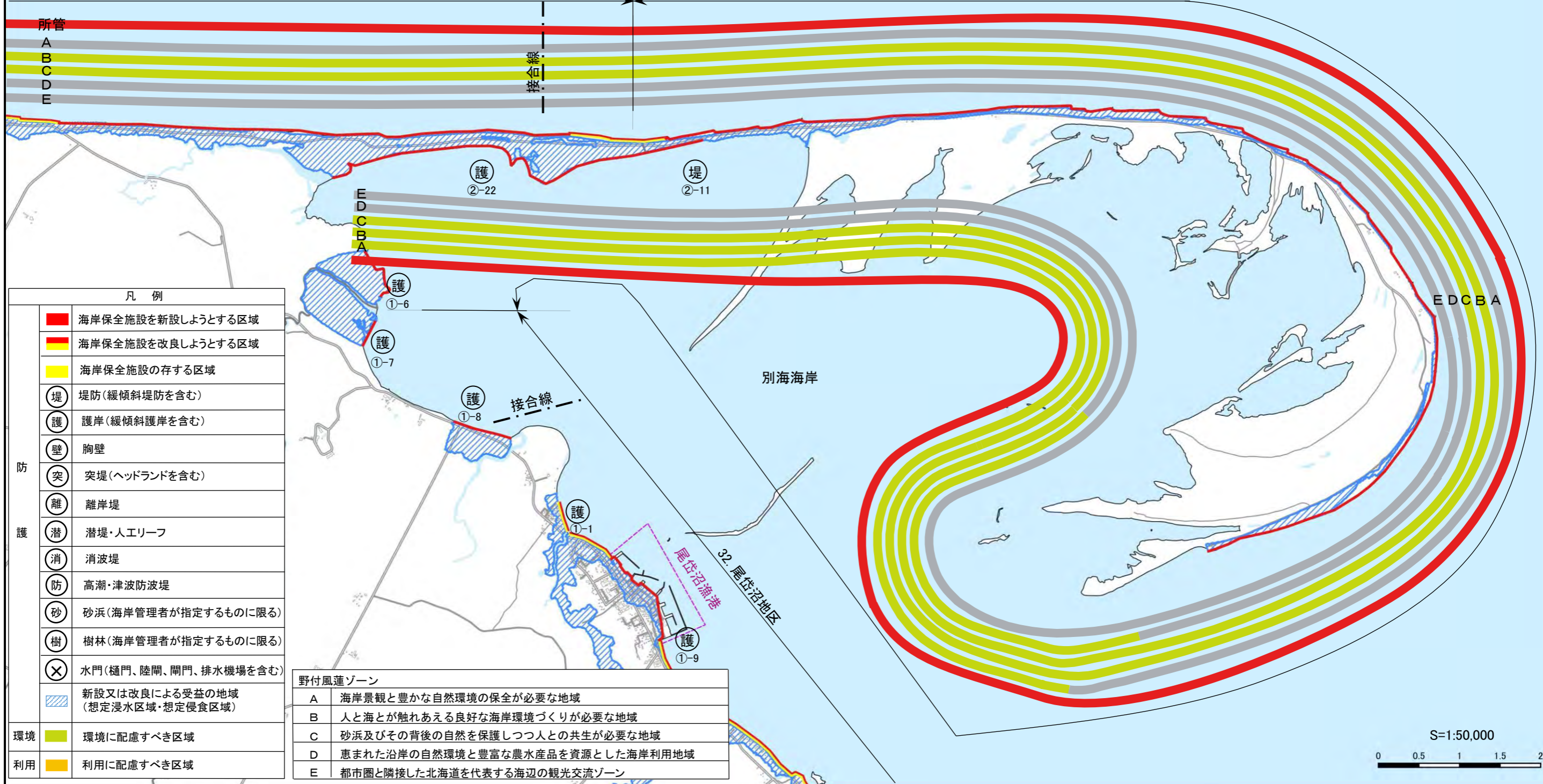
30.茶志骨地区

31.野付地区

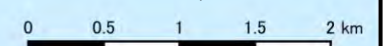
所管
A
B
C
D
E

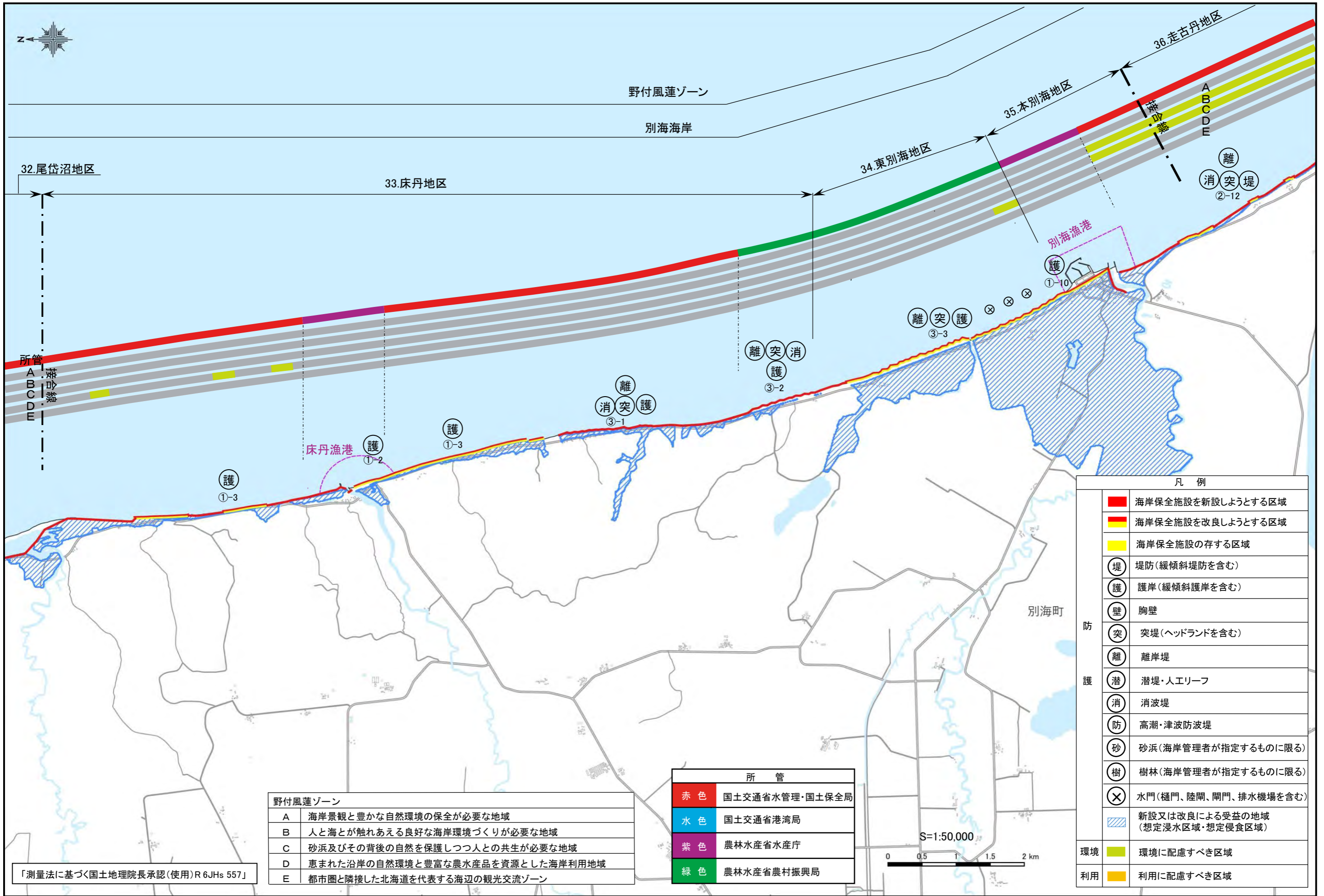
凡例	
海岸保全施設を新設しようとする区域	(Red square)
海岸保全施設を改良しようとする区域	(Yellow square)
海岸保全施設の存する区域	(Light green square)
堤防(緩傾斜堤防を含む)	(Circle with '堤')
護岸(緩傾斜護岸を含む)	(Circle with '護')
胸壁	(Circle with '壁')
突堤(ヘッドランドを含む)	(Circle with '突')
離岸堤	(Circle with '離')
潜堤・人工リーフ	(Circle with '潜')
消波堤	(Circle with '消')
高潮・津波防波堤	(Circle with '防')
砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)	(Circle with '砂')
樹林(海岸管理者が指定するものに限る)	(Circle with '樹')
水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)	(Circle with 'X')
新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)	(Blue hatched square)
環境に配慮すべき区域	(Light green square)
利用に配慮すべき区域	(Yellow square)

野付風連ゾーン	
A	海岸景観と豊かな自然環境の保全が必要な地域
B	人と海とが触れあえる良好な海岸環境づくりが必要な地域
C	砂浜及びその背後の自然を保護しつつ人との共生が必要な地域
D	恵まれた沿岸の自然環境と豊富な農水産品を資源とした海岸利用地域
E	都市圏と隣接した北海道を代表する海辺の観光交流ゾーン



S=1:50,000





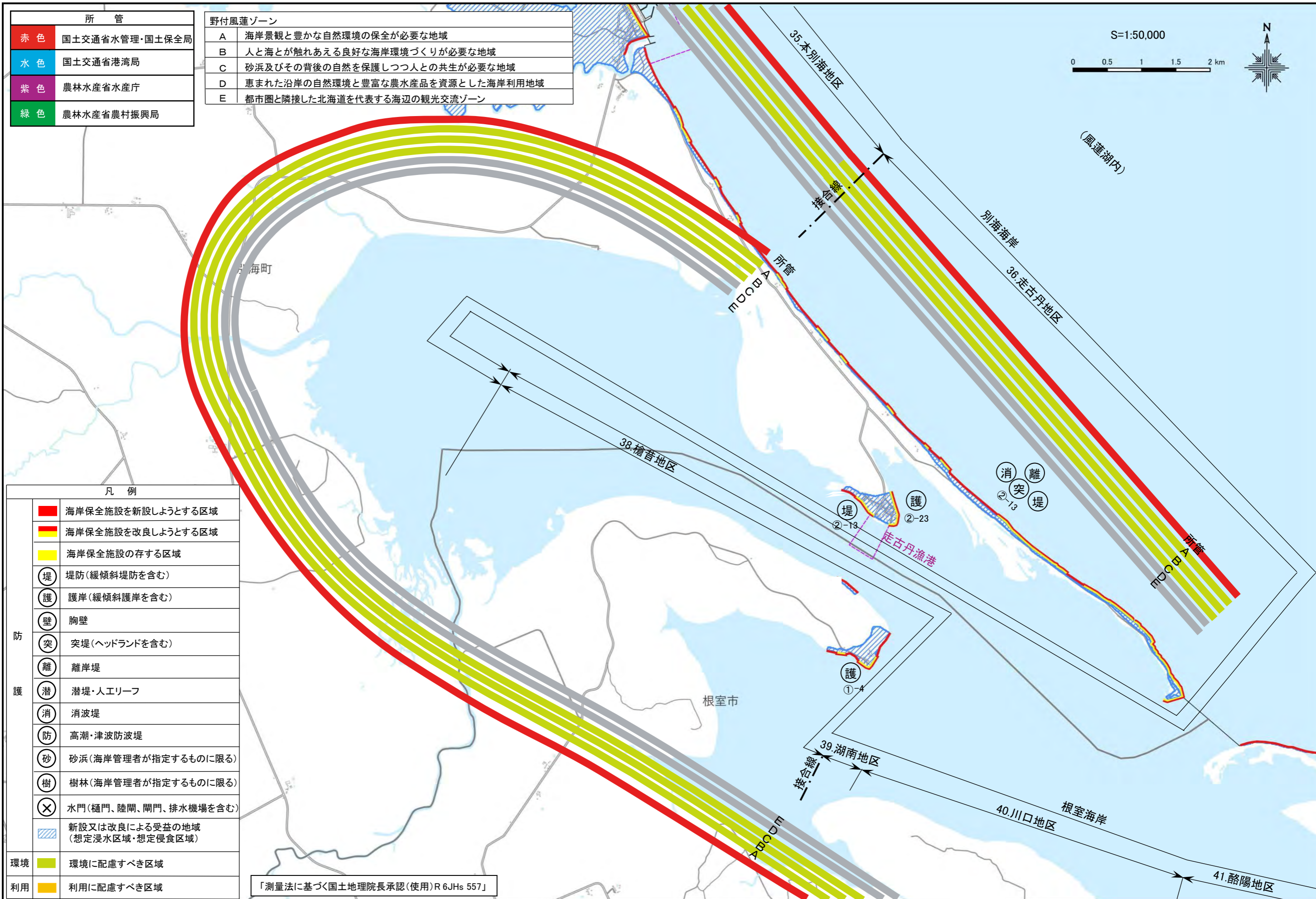
「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R6JHs 557」

野付風蓮ゾーン	
A	海岸景観と豊かな自然環境の保全が必要な地域
B	人と海とが触れあえる良好な海岸環境づくりが必要な地域
C	砂浜及びその背後の自然を保護しつつ人との共生が必要な地域
D	恵まれた沿岸の自然環境と豊富な農水産品を資源とした海岸利用地域
E	都市圏と隣接した北海道を代表する海辺の観光交流ゾーン

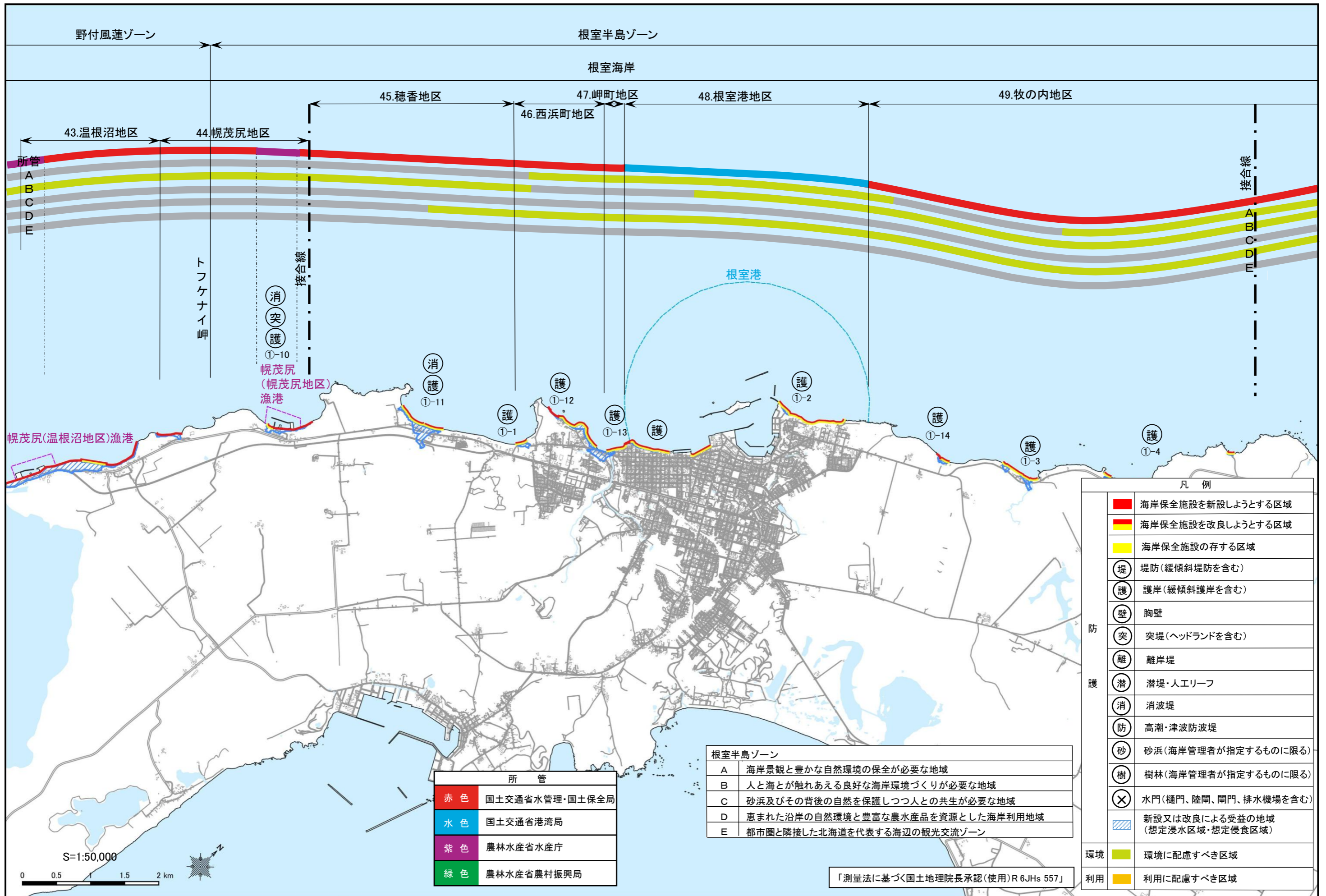
所管	
赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局

凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
⊕	堤防(緩傾斜堤防を含む)
⊖	護岸(緩傾斜護岸を含む)
⊗	胸壁
⊙	突堤(ヘッドランドを含む)
⊘	離岸堤
⊚	潜堤・人工リーフ
⊛	消波堤
⊜	高潮・津波防波堤
⊝	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
⊞	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
⊟	水門(樋門、陸閘、開門、排水機場を含む)
▨	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
■	環境に配慮すべき区域
■	利用に配慮すべき区域

野付風蓮ゾーン 図面番号 4/6



野付風蓮ゾーン 図面番号 5/6



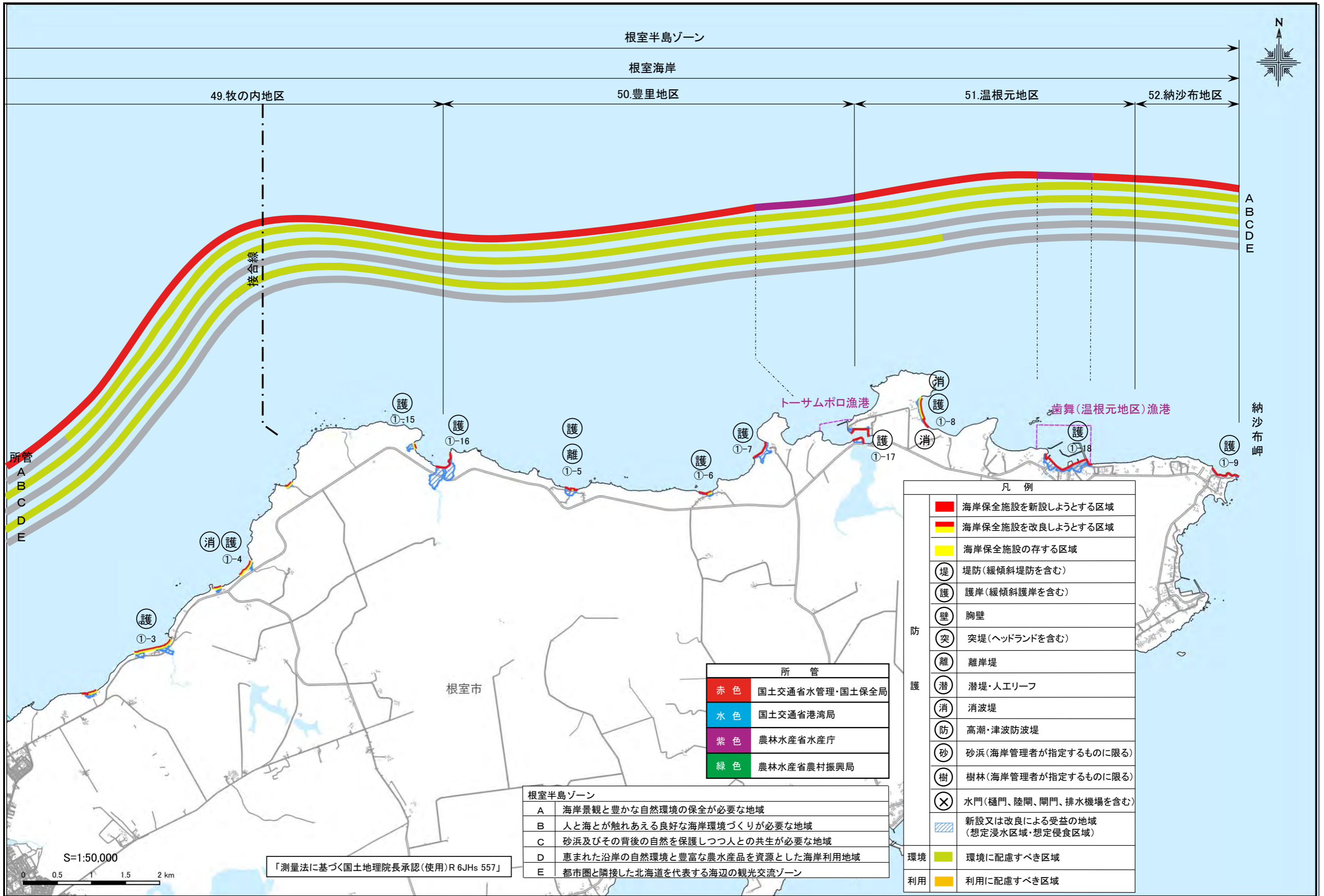
根室半島ゾーン 図面番号 1/2

所 管	
赤 色	国土交通省水管理・国土保全局
水 色	国土交通省港湾局
紫 色	農林水産省水産庁
緑 色	農林水産省農村振興局

根室半島ゾーン	
A	海岸景観と豊かな自然環境の保全が必要な地域
B	人と海とが触れあえる良好な海岸環境づくりが必要な地域
C	砂浜及びその背後の自然を保護しつつ人との共生が必要な地域
D	恵まれた沿岸の自然環境と豊富な農水産物を資源とした海岸利用地域
E	都市圏と隣接した北海道を代表する海辺の観光交流ゾーン

凡 例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
Ⓜ	堤防(緩傾斜堤防を含む)
Ⓜ	護岸(緩傾斜護岸を含む)
Ⓜ	胸壁
Ⓜ	突堤(ヘッドランドを含む)
Ⓜ	離岸堤
Ⓜ	潜堤・人エリーフ
Ⓜ	消波堤
Ⓜ	高潮・津波防波堤
Ⓜ	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
Ⓜ	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
Ⓜ	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
▨	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
環境	■ 環境に配慮すべき区域
利用	■ 利用に配慮すべき区域

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」



根室半島ゾーン

根室海岸

49. 牧の内地区

50. 豊里地区

51. 温根元地区

52. 納沙布地区



A
B
C
D
E

納沙布岬

トーサムボロ漁港

歯舞(温根元地区)漁港

根室市

所管	
赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局

根室半島ゾーン	
A	海岸景観と豊かな自然環境の保全が必要な地域
B	人と海とが触れあえる良好な海岸環境づくりが必要な地域
C	砂浜及びその背後の自然を保護しつつ人との共生が必要な地域
D	恵まれた沿岸の自然環境と豊富な農水産品を資源とした海岸利用地域
E	都市圏と隣接した北海道を代表する海辺の観光交流ゾーン

凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
①	堤防(緩傾斜堤防を含む)
②	護岸(緩傾斜護岸を含む)
③	胸壁
④	突堤(ヘッドランドを含む)
⑤	離岸堤
⑥	潜堤・人工リーフ
⑦	消波堤
⑧	高潮・津波防波堤
⑨	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
⑩	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
⊗	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
▨	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
環境	環境に配慮すべき区域
利用	利用に配慮すべき区域

S=1:50,000



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」